

尚絅学院大学動物実験等に関する規程

(前文)

大学における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉、環境の保全と再生などにおける多くの課題の解決にとって必要なやむを得ない手段である。適正な動物実験とは、科学研究の一般原則に従い実験目的・意義が明確で、科学的手法により再現性・普遍性のある結果が得られるものであり、同時に動物福祉への精神的および実験操作上に具体的配慮がなされたものである。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（1973 年法律第 105 号）」（以下「法」という）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（2006 年環境省告示第 88 号）」（以下「飼養保管基準」という）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する指針（2006 年 6 月文部科学省告示第 71 号）」（以下「基本指針」という）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（2006 年 6 月）」（以下「ガイドライン」という）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員、学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施に係る規程を定めるものである。

(趣旨および基本原則)

- 第 1 条** この規程は、尚絅学院大学（以下「本学」という）における動物実験等を適正に実施するため、動物実験倫理委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等、必要な事項を定めるものとする。
- 2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施にあたっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用する：Replacement）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくする：Reduction）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法を用いる：Refinement）の 3 R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

- 第 2 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところとする。
- (1) 動物実験：本条第 4 号に掲げる実験動物を教育研修、試験研究、又はその他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 教育研修：本条第 4 号に掲げる実験動物を学生等への教育研修に供することをいう。
- (3) 動物実験等：動物実験及び教育研修をいう。
- (4) 実験動物：動物実験等の利用に供するため、動物実験施設等で飼養または保管している哺乳類（動物実験施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (5) 飼養保管施設：実験動物を恒常的に飼養し、もしくは保管し、又は動物実験等を行う施設・設備（次号に掲げる実験室を除く）をいう。
- (6) 実験室：実験動物に実験操作（原則として 48 時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (7) 施設等：飼養保管施設及び実験室をいう。

- (8) 動物実験計画：動物実験または教育研修の実施に関する計画をいう。
- (9) 動物実験実施者：動物実験等を実施する者をいう。
- (10) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設などを管理する者であり、第5条に規定する動物実験施設管理者をいう。
- (13) 管理者等 学長、管理者、動物実験実施者をいう。
- (14) 指針等 動物実験に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される全ての動物実験に適用される。ここでいう『動物』とは、マウス、ラットを主とした実験用の哺乳動物をいう。無脊椎動物や両生類、爬虫類、鳥類、魚類にこの規程は適用されないが、これらの生物を用いて実験を行う場合にも、同様な動物愛護・福祉の考え方のもとに実験を実施する。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合は、本規程の範囲外であるが、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(学長の責務と権限)

第4条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験倫理委員会の設置、動物実験等に関する学内規程の制定、動物実験計画の承認、動物実験計画の実施結果の把握、その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第7条に定める動物実験倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(動物実験施設管理者の任務と責務)

第5条 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理させるために、動物実験施設管理者（以下「管理者」という。）を置く。管理者は、本規程を遵守し、指針等並びに「尚絅学院大学における動物実験実施ガイドライン」（以下「尚絅学院大ガイドライン」という。）に則って施設等で実験動物が適切に飼養・保管されるように施設設備を管理しなければならない。

(動物実験責任者の任務と責務)

第6条 動物実験等を計画し実施しようとする者は自ら動物実験責任者になる。複数の者が共同で動物実験等を計画する場合には、グループの中から、動物実験等の実施に関する業務を統括するための動物実験責任者を選出する。

- 2 動物実験責任者は、本規程を遵守し「尚絅学院大ガイドライン」に則って適正な実験計画を作成し、学長に実施許可を申請しなければならない。
- 3 実施が許可された実験計画に従い実験動物を適正に飼養・保管し、動物実験を適正かつ安全に遂行するために、動物実験実施者を統括しなければならない。
- 4 動物実験終了の後、学長に「動物実験終了報告書」を提出して履行結果を報告しなければならない。

い。

(動物実験倫理委員会)

第7条 委員会は、本規程に基づいて定められた「尚絅学院大学動物実験倫理委員会内規」(以下「尚絅学院大委員会内規」という。)に則って任務を遂行する。本学における動物実験等の適正な実施に関する調査、審議及び連絡調整を行う。

(動物実験計画の立案、申請、審査等)

第8条 動物実験責任者は、動物実験等を実施する場合に、次に掲げる事項及び「尚絅学院大ガイドライン」に則って動物実験等の計画を立案し、作成した「動物実験・教育研修計画書」(以下「計画書」という。)を、管理者を経由して学長に提出し、動物実験等実施の承認を申請しなければならない。

- (1) 研究または研修の目的、意義および必要性を明確にすること。
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適正に利用すること。
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 致死的な毒性試験、感染実験等を行う場合は、人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。)の設定を検討すること。
- 2 学長は、前項の申請があったとき、委員会に審査を付議する。
 - 3 委員会は、前項の審査の過程において、必要に応じて、動物実験責任者に対し、助言を与え、又は計画書を修正させる等、動物実験計画の承認にあたって必要な措置を講じることができるものとする。
 - 4 学長は、委員会の審査を受けて、第1項の申請について承認を与えるか否かの決定を行い、速やかに動物実験責任者に通知する。
 - 5 動物実験責任者は、審査結果に異議があるとき、異議に根拠となる資料を添えて、管理者を経由して学長に再審査の申請をすることができる。
 - 6 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

(動物実験計画の変更)

第9条 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更又は追加しようとするときは、速やかに管理者を経て学長に届けなければならない。変更または追加事項が実験内容に及ぶときは、承認された実験計画を中止し、新たに実験計画の審査を申請するものとする。

(動物実験計画の終了又は中止報告)

第10条 動物実験責任者は、動物実験等を終了し、又は自ら中止したときは、速やかに「動物実験終了(中止)報告書」により、学長に報告しなければならない。

(動物実験等の中止の勧告)

第 11 条 委員会は、第 8 条第 4 項の規定により承認された動物実験等の実施状況について、必要に応じて調査を行い、学長に報告し、又は助言することができる。

2 学長は、前項の委員会からの報告または助言を受けて、当該動物実験等の実施が適正でないと認められるときは、その中止を勧告することがある。

(飼養保管施設の要件)

第 12 条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験操作)

第 13 条 動物実験実施者は、動物実験等の実施にあたって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、本規程並びに「尚絅学院ガイドライン」等に従い、適切に維持管理された施設及び設備を用いて動物実験を行わなければならない。

2 動物実験実施者は、計画書に記載された事項及び以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切な麻酔薬、鎮痛剤の利用
- (2) 適切な術後管理
- (3) 実験終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

3 安全管理に注意を支払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組み換え動物等を用いる実験）については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（2003 年法律第 97 号）、その他の関係法令等及び本学における関連する規程等（「尚絅学院大学化学薬品類管理規程」、「尚絅学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程」等）に従わなければならない。

4 物理的、化学的に危険な材料又は病原体、遺伝子組換え動物等を扱う動物実験については、安全のための適切な施設や設備を確保しなければならない。

5 実験実施に先立ち、必要な実験手技の習得に努めなければならない。

6 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導の下で行わなければならない。

7 動物実験実施者は、実験の終了又は中止にあたっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 実験動物にできる限り苦痛を与えないようにするとともに、他の実験動物に苦痛を感じ取られないよう、適切な安楽死処置法を選択すること。
- (2) 実験動物の死体については、適切な処置を講じ、人の健康及び環境を損なわないようにすること。

(マニュアルの作成及び周知)

第 14 条 管理者は、「動物実験施設利用の手引」を作成し、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の導入)

第 15 条 管理者は、動物実験責任者に、関連法令等に基づき適正に管理されている機関より実験動物を導入させなければならない。

- 2 管理者及び動物実験責任者は、必要に応じて実験動物の飼養環境への馴化又は順応を図るための措置を講じなければならない。

(実験動物の飼養管理)

第 16 条 動物実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切な飼養および保管を行わなければならない。

- 2 管理者及び動物実験責任者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養し、又は保管する場合には、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。
- 3 管理者は、上記事項が遵守されていることを確認しなければならない。不適切な実施が認められる場合は、動物実験責任者に改善の助言を行い、必要と認められる場合には、動物実験倫理委員会に報告する。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第 17 条 管理者等は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

- 2 管理者等は、実験目的以外の傷害又は疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。
- 3 管理者等は、実験動物が実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合は、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(記録の保管及び報告)

第 18 条 管理者等は、実験動物の入手先、飼養履歴、病歴等及び飼育環境等に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。
- 3 記録の保存期間は 10 年とする。

(譲渡などの際の情報提供)

第 19 条 管理者等は、実験動物の譲渡にあたり、譲渡先に、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第 20 条 管理者等は、実験動物の輸送にあたり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

(安全管理)

第 21 条 動物実験実施者、動物実験責任者及び管理者は、実験動物から人への危害防止に努めるとともに、不測の事態が生じたときは適切な対応を行うとともに学長に報告する。

(教育訓練)

第 22 条 学長は、動物実験倫理委員会に、動物実験実施者、飼養者及び管理者等に対する適切な教育訓練の実施を付託するものとする。

- (1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) その他、動物実験等の適正な実施に関する事項

2 動物実験倫理委員会は、教育訓練の実施日、教育内容並びに講師及び受講者名の記録を作成し、保管しなければならない。

(自己点検・評価及び検証)

第 23 条 学長は、本学における動物実験等の実施状況等に係る関連法令等及びこの規程等への適合性について、動物実験倫理委員会に定期的に点検及び評価を行わせるとともに、その結果について、学外の者による検証を受けるように努めるものとする。

(規程の改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は 2011 年 10 月 25 日から施行する。